

福祉新聞 2009 年 4 月 27 日

< 改正道交法成立 >

専用駐車区間設置可能に

高齢者と障害者、妊婦を対象に専用駐車区間を設けることができる制度を盛り込んだ改正道路交通法が 17 日の衆議院本会議で可決・成立した。都道府県公安委員会が交付した標章を掲示した車が指定区間に駐車できるようにするもので、標章のない車は駐車違反として取り締まる。特定の人専用の駐車区間を法律で定めるのは初めて。

改正法ではこのほかに、75 歳以上のドライバーに表示を義務付けた高齢運転者標識（もみじマーク）を、罰則のない努力義務に戻すことにした。もみじマークは、昨年 6 月、反則金 4,000 円などの罰則付きで 75 歳以上に表示が義務化されたが、「高齢者いじめだ」などの批判を受け、警察庁が見直した。